

## 学校法人宮崎学園 女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画（第2回）

男女を問わず教職員一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境作りのため、改正女性活躍推進法（令和元年6月5日公布）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

2. 学園の課題

- (1) 学園全体における労働者の割合（男性 50.7%、女性 49.3%）、継続勤務年数（男性 8.5 年、女性 13.5 年）に男女の大きな差はみられないが、女性管理職の割合（35.7%）が低い（令和2年度）。
- (2) 学園全体の有給休暇取得率（平成30年度 10 日以上の年休取得率 37.6%）

3. 目標と取組内容・実施時期

目標①：管理職（課長級以上）に占める女性割合を**40%以上**にする。  
（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

<取組内容>

- ・令和3年4月 ～ 次世代育成・女性活躍推進に資する特色ある休暇制度の調査・研究を行い、導入を図る。
- ・令和3年4月 ～ 行動計画・第1回（H28.4.1～R3.3.31）の内容を継続して行い、妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援等を行う。

目標②：10 日以上の有給休暇取得率を**45%以上**にする。  
（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

<取組内容>

- ・令和3年4月 ～ 定期的な年次有給休暇取得状況の調査を行い、低取得率者への取得促進を行う。